



発行 東京都

目次

82

訓 令

- 職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正……………（総務局人事課）… 一
- 会計年度任用職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正……………（同）… 二

訓 令（教）

- 職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 二
- 会計年度任用職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 二
- 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正…………… 三

訓 令（選）

- 東京都選挙管理委員会事務局職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 三
- 東京都選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 三

訓 令（人）

- 人事委員会事務局仕事職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 四
- 人事委員会事務局会計年度任用職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 四

訓 令（監）

- 東京都監査事務局職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 四
- 東京都監査事務局会計年度任用職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 四

規 程（交）

- 東京都交通局職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程…………… 四

○東京都交通局会計年度任用職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程…………… 五

訓 令（水）

○東京都水道局職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 五

○東京都水道局会計年度任用職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 五

規 程（下水）

○東京都下水道局職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程…………… 六

○東京都下水道局会計年度任用職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程…………… 六

訓 令（議）

○東京都議会議員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 六

○東京都議会議員会計年度任用職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部改正…………… 六

訓 令

●東京都訓令第四十三号

職員の仕事の宣誓に関する取扱規程（昭和二十六年東京都訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

支 庁 中 一 般
事 業 所 庁 般
取 用 委 員 会 事 務 局
勞 働 委 員 会 事 務 局

東京都知事 小 池 百合子

第二条から第四条までを削り、第一条中「この規程は、」を削り、「の仕事の宣誓に
関し、必要な事項を定めることを目的とする」を「から提出された仕事
の宣誓書は、次に掲げるものが保管するものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 人事委員会の委員、消防総監及び公営企業管理者 総務局人事課

二 前号に掲げる職の者以外の職員 所属の局長（都民安全推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長を含む。）
 第一条の条名を削る。

●東京都訓令第四十四号

庁 中 一 般
 支 庁
 事 業 所
 収用委員会事務局
 労働委員会事務局

会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程（令和二年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第一項中「、所属長の前で」を削り、「に署名」を「を所属長に提出」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四条中「署名を終わった」を「提出された」に改め、「又は支庁長」を削る。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第二十三号

教 育 庁
 教 育 事 務 所
 教 育 庁 出 張 所
 事 業 所
 都 立 高 等 学 校
 都 立 中 等 教 育 学 校

都立特別支援学校
 都立中学校
 都立小学校
 職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都教育委員会

第二条から第四条までを削り、第一条中「この規程は、」（以下「教育庁」という。）、「（以下「教育事務所」という。）」、「（以下「出張所」という。）」及び「。以下「職員」という」を削り、「の服務の宣誓に必要事項を定めることを目的とする」を「から提出された服務の宣誓書は、東京都教育委員会教育長が保管するものとする」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

●東京都教育委員会訓令第二十四号

教 育 庁
 教 育 事 務 所
 教 育 庁 出 張 所
 事 業 所
 都 立 高 等 学 校
 都 立 中 等 教 育 学 校
 都 立 特 別 支 援 学 校
 都 立 中 学 校
 都 立 小 学 校

会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程（令和二年東京都教育委員会訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都教育委員会

第二条第一項中「、所属長の前で」を削り、「に署名」を「を所属長に提出」に改め、

同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四条中「署名を終わった」を「提出された」に改める。

●東京都教育委員会訓令第二十五号

東京都立学校の経営企画室に関する規程（昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校
東京都教育委員会

別表一の項中「東京都立荒川商業高等学校」を

東京都立荒川商業高等学校
東京都立小台橋高等学校

に改め、同表二の項中

東京都立東久留米特別支援学校

を

東京都立東久留米特別支援学校
東京都立立川学園

に改め、同表三の項の次に次のよ

うに加える。

四 小学校

名	称
東京都立立川国際中等教育学校附属小学校	

附則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の東京都立学校の経営企画室に関する規程別表四の項の規定は、令和三年四月一日から適用する。

訓令（選）

●東京都選挙管理委員会訓令第二号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会事務局職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和三十六年東京都選挙管理委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都選挙管理委員会

第二条から第四条までを削り、第一条中「この規程は、」及び「。以下「職員」という」を削り、「の服務の宣誓に關し必要な事項を定めることを目的とする」を「から提出された服務の宣誓書は、総務課においてこれを保管する」に改め、同条の条名を削る。

●東京都選挙管理委員会訓令第三号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会事務局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程（令和二年東京都選挙管理委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都選挙管理委員会

第二条第一項中「、所属長の前で」を削り、「に署名」を「を所属長に提出」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に改める。
第四条中「署名を終わった」を「提出された」に改める。

訓令（人）

●東京都人事委員会訓令第二号

東京都人事委員会事務局

人事委員会事務局事務職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和二十六年東京都人事委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

第二条から第四条までを削り、第一条中「この規程は、」及び「。以下「職員」という」を削り、「の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする」を「から提出された服務の宣誓書は、事務局任用公平部総務課において保管するものとする」に改め、同条の条名を削る。

●東京都人事委員会訓令第三号

東京都人事委員会事務局

人事委員会事務局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程（令和二年東京都人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

第二条第一項中「、所属長の前で」を削り、「に署名」を「を所属長に提出」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四条中「署名を終わった」を「提出された」に改める。

訓 令 (監)

●東京都監査委員訓令第六号

東京都監査事務局

東京都監査事務局職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和三十四年東京都監査委員訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

●東京都監査委員訓令第七号

東京都監査事務局

東京都監査事務局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程（令和二年東京都監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都監査委員 山田 ひろし

東京都監査委員 中山 信行

東京都監査委員 茂 垣之雄

東京都監査委員 岩田 喜美枝

東京都監査委員 松本 正一郎

第二条第一項中「、所属長の前で」を削り、「に署名」を「を所属長に提出」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四条中「署名を終わった」を「提出された」に改める。

規 程 (交)

●交通局規程第五十六号

東京都交通局職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月二十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程
東京都交通局職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和二十九年交通局規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第一条中「この規程は、」を削り、「以下「職員」という。）の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする」を「から提出された服務の宣誓書は、職員部人事課において保管するものとする」に改め、同条の条名を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第五十七号

東京都交通局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月二十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程（令和二年交通局規程第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、所属長の前で」を削り、「に署名」を「を所属長に提出」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四条中「署名を終わった」を「提出された」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令（水）

●東京都水道局訓令第一号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和二十八年東京都水道局訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

第二条から第四条までを削り、第一条中「この規程は、」を削り、「の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする」を「から提出された服務の宣誓書は、管理者が任免に関し知事の同意を要する職員の指定に関する規則（昭和二十七年東京都規則第五百五十二号）に定める職員については、総務部総務課に、その他の職員については、職員部人事課に保管するものとする」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

●東京都水道局訓令第二号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程（令和二年東京都水道局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

第二条第一項中「、所属長の前で」を削り、「に署名」を「を所属長に提出」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四条中「署名を終わった」を「提出された」に改める。

規 程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二十五号

東京都下水道局職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月二十日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員の服務の宣誓に関する取扱規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第一条中「この規程は、」及び「以下「職員」という

を削り、「の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする」を「から提出された服務の宣誓書は、職員部人事課において保管するものとする」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二十六号

東京都下水道局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月二十日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を

改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程(令和二年東京都下水道局管理規程第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、所属長の前で」を削り、「に署名」を「を所属長に提出」に改め、

同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四条中「署名を終わった」を「提出された」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第四号

東京都議会議長

東京都議会議会局職員の服務の宣誓に関する取扱規程(令和二年東京都議会議長訓令第十号)の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都議会議長 三宅 しげき

第二条から第四条までを削り、第一条中「この規程は、」及び「以下「職員」という。」を削り、「の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする」を「から提出された服務の宣誓書は、管理部総務課において保管するものとする」に改め、同

条の見出し及び条名を削る。

●東京都議会議長訓令第五号

東京都議会議会局

東京都議会議会局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程(令和二年東京都議会議長訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

東京都議会議長 三宅 しげき

第二条第一項中「、所属長の前で」を削り、「に署名」を「を所属長に提出」に改め、

同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四条中「署名を終わった」を「提出された」に改める。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社

電話 〇三(三三二)一一一一(代)

郵便番号 113-0001

